

北本市建設工事低入札価格取扱要綱

平成24年3月14日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、次の各号に定める競争入札とする。

- (1) 総合評価方式による競争入札
- (2) 北本市建設工事等請負業者審査選定委員会において、低入札価格調査制度を採用することを決定した競争入札

(調査基準価格)

第3条 市長は、前条に定める契約を締結しようとするときは、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下この条及び次条において同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認められるときは、基準価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(失格基準)

第4条 市長は、調査基準価格を定めた建設工事の契約について、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準（以下「失格基準」という。）を予定価格における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費並びに入札金額（入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額をいう。以下同じ。）にそれぞれ乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び入札金額の失格基準は、次に掲げる方法により定める。

(1) 直接工事費の失格基準

直接工事費×0.90

(2) 共通仮設費の失格基準

共通仮設費×0.80

(3) 現場管理費の失格基準

現場管理費×0.80

(4) 一般管理費の失格基準

一般管理費×0.30

(5) 入札金額の失格基準

直接工事費×0.90＋共通仮設費×0.80＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.

30

3 前項第5号の額が当該予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(調査基準価格を下回る価格による競争入札)

第5条 入札執行者は、競争入札の結果、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格が調査基準価格の110分の100の価格（以下「調査基準比較価格」という。）を下回る価格であったときは、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について低入札価格調査を行う。

2 総合評価方式による競争入札においては、低価格入札者のうち北本市において策定した総合評価方式実施マニュアル等による失格判断に該当した者は前項による調査対象としない。

3 入札執行者は、前条第1項の規定により失格基準を定めた契約において、低価格入札者（再度入札を実施した場合の低価格入札者を除く。）について入札の際に提出した入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の額並びに入札金額が、それぞれの額について定める失格基準のいずれかを下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

4 入札執行者は、失格基準を定めた契約において再度入札を実施した場合の低価格入札者に対し再度入札に係る入札金額見積内訳書の提出を求め、入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の額並びに入札金額が、それぞれの額について定める失格基準のいずれかを下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

5 前項に規定する入札金額見積内訳書について、市長が別に定める提出期限内に提出を行わなかった低価格入札者がした入札は失格とする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 入札執行者は、前条第1項の規定により低入札価格調査を行う場合は、調査基準価格を下回り失格基準価格以上の価格で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「調査対象入札者」という。）に対し直ちに、低入札価格調査通知書（様式第1号）により通知しなければならない。この場合において、事情聴取等が必要な場合は、これに協力するよう求めるものとする。

2 入札執行者は、調査対象入札者について、前項の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

る。

- ア 低入札価格積算報告書（様式第 2 号）
- イ 当該価格で入札した理由（様式第 3 号）
- ウ 下請予定業者等一覧表（様式第 4 号）
- エ 配置予定技術者名簿（様式第 5 号）
- オ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第 6 号）
- カ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第 7 号）
- キ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第 8 号）
- ク 手持ち資材の状況（様式第 9 号）
- ケ 資材購入予定先一覧（様式第 10 号）
- コ 手持ち機械の状況（様式第 11 号）
- サ 機械リース元一覧（様式第 12 号）
- シ 労務者の確保計画（様式第 13 号）
- ス 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第 14 号）
- セ 建設副産物の搬出地（様式第 15 号）
- ソ 誓約書（様式第 16 号）

- 3 入札執行者は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、直ちに事業を主管する課等の長（以下「事業主管課長」という。）に対し、低入札価格調査依頼書（様式第 17 号）により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を依頼するものとする。
- 4 事業主管課長は、第 2 項の規定による書類の提出期限の翌日から起算して 5 日以内（休日等を除く。）に提出書類の審査を行い、低入札価格調査報告書（様式第 18 号）により入札執行者に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取等を行うものとする。
- 5 事業主管課長は、第 1 項に規定する書類による低入札価格調査において、必要がある場合は調査対象入札者について意見聴取を行うことができる。
- 6 第 2 項に掲げる書類について、提出期限内に提出を行わなかった調査対象入札者がした入札は失格とする。

（調査結果による措置）

第 7 条 入札執行者は、事業主管課長から低入札価格調査報告書により報告を受けたときは、直ちに低入札価格調査審査依頼書（様式第 19 号）により調査委員会に低入札価格調査の審査を依頼するものとする。

- 2 調査委員会の委員長は、調査委員会の審査の結果について、直ちに低入札価格調査審査結果書（様式第 20 号）により市長に報告するものとする。

（低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）

第 8 条 入札執行者は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、また、調査対象入札者が次の各号のいずれかに該当し、そのおそれがあるとき、その者がした入札を失格とし、落札者としな

- (1) 調査対象入札者が、第6条に定める調査に協力しない場合
- (2) 第6条第2項に掲げる書類を調査した結果、次のいずれかに該当する場合
 - ア 積算内訳の算出根拠が適正でない場合
 - イ 見積数量が適正でない場合
 - ウ 材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合
 - エ 労務単価等が適正でない場合
 - オ 安全対策の確保が適正でない場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は調査対象入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は、当該調査対象入札者を落札者等としないものとする。
- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とし不在する場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準比較価格以上の価格であるときは、契約主管課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。
- 4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準比較価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格につき第6条から前項までの規定を準用する。

（低入札価格調査委員会の設置）

第9条 第7条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の組織）

第10条 調査委員会の会長及び委員は、北本市建設工事等請負業者審査選定委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。なお、調査委員会の運営については、北本市建設工事等請負業者審査選定委員会規則第3条から第4条及び第6条の規定を準用する。

（追跡調査）

第11条 事業主管課長は、低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次に掲げる事項について確認するための追跡調査を実施するものとする。なお、追跡調査の実施時期及び様式等は別に定める。

- (1) 下請等契約の締結状況は適切か。
- (2) 契約変更があつた場合、その内容が下請等契約に適切に反映されているか。
- (3) 下請等代金の支払状況は適切か。

2 第1項の調査の結果、疑義があるときは元請業者および下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。

3 第2項の聞き取り調査のほか、主要な一次下請業者を選定し、第1項第1号について、直接聞き取り調査を実施するものとする。

（適正な支払い等がなされない場合の措置）

第12条 事業主管課長は、前条の調査の結果、是正が必要と認められる元請業者に対して適切な指導を行うものとする。

2 第1項に定める指導は、段階的に行うものとする。

- (1) 口頭による嚴重注意を行う。

(2) 第1号によっても是正されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

3 前項の指導によっても是正されない場合は、建設業法等に基づき必要な措置をとるものとする。

(追跡調査結果の報告)

第13条 事業主管課長は、第11条の調査結果及び前条の措置状況等について、市長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月25日決裁)

- 1 この要綱は平成26年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日決裁)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日決裁)

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月24日決裁)

- 1 この要綱は令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月25日決裁)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日決裁)

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月26日決裁)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 号
年 月 日

様

北本市長



低入札価格調査通知書

年 月 日に執行した「 工事」の入札において、調査基準
価格を下回る入札となりましたので、低入札価格調査を実施します。

低入札価格調査とは、調査基準価格を下回った入札があった場合、入札価格の低
い順に調査を実施したうえで落札者を決定するものです。

つきましては、下記のとおり報告書等について提出をお願いいたします。なお、
提出期限までに当該図書の提出がなかったときは失格となりますので、あらかじめ
ご了承ください。

記

1 提出図書

- (1) 低入札価格調査報告書（様式第 2 号）
- (2) 調査様式第 3 号～第 16 号
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 直近の決算書又は財務諸表
- (5) 工事費明細書（本市設計書の積算体系に準じたもの）
- (6) 入札金額見積内訳書（入札時に提出したものと同一もの）
- (7) 納税証明書
 - ① 法人税（その 3 の 3）
 - ② 法人市民税

2 提出先 北本市役所 部 課

3 提出期限 年 月 日 時

低入札価格積算報告書

当社が 年 月 日に入札した「 工事」
に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

（宛先）北本市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

提出書類

添付書類

（○印）

イ 当該価格で入札した理由	（様式第3号）	☐
ウ 下請予定業者等一覧表	（様式第4号）	☐
エ 配置予定技術者名簿	（様式第5号）	☐
オ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）	（様式第6号）	☐
カ 手持ち工事の状況（対象工事関連）	（様式第7号）	☐
キ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	（様式第8号）	☐
ク 手持ち資材の状況	（様式第9号）	☐
ケ 資材購入予定先一覧	（様式第10号）	☐
コ 手持ち機械の状況	（様式第11号）	☐
サ 機械リース元一覧	（様式第12号）	☐
シ 労務者の確保計画	（様式第13号）	☐
ス 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	（様式第14号）	☐
セ 建設副産物の搬出地	（様式第15号）	☐
ソ 誓約書	（様式第16号）	☐

注 意 書 き

- ① 工事費内訳書の内、積算誤り及び誤記等で設計内容を満足していないと判断した場合又は事情聴取後不明な点がある場合は、更に重点的な調査を行います。
- ② 工事費内訳書の直接工事費以外においても適正に積算計上すること。なお、必要な経費のうち欠落した（ゼロ計上）経費がある場合は、赤字前提の受注とみなすこともあるので、当該価格で入札した理由の合理性を明確に記載すること。
- ③ 当該報告書は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置を講ずることがある。
- ④ 下請代金、資材購入等の支払いに関する領収書の提出を求める。

[illegible]

- ☆ 当該価格で入札した理由を労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等との協力等、及び納入資機材との関係等からの面からより具体的に記載する。（詳細を様式４号～様式１５号に記載する。）
- ☆ 本市設計書の積算体系に準じた工事費内訳書により当該価格で入札した理由を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する。（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）

様式第4号（第6条関係）

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

注1

下請工事業者、資材納入業者、機械リース業者、交通誘導員派遣業者等について記入。

配置予定技術者名簿

工 事 名 _____

工事場所 _____

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号

注 1 配置予定の監理技術者、主任技術者、現場代理人等を記入。

様式第 6 号（第 6 条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 _____

工事場所 _____

工事名（工事場 所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場 所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場 所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

注 1 当該工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

注 2 契約書の写しを添付すること。

様式第7号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 _____

工事場所 _____

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

注1 当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

注2 契約書の写しを添付すること。

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工 事 名 _____

工事場所 _____

案内図

理由

注 1 調査対象者の事務所、倉庫等のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものについて記載する。当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、当該工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

手持ち資材の状況

工 事 名 _____

工事場所 _____

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での 使用予定量	単価 (原価)	調達先 (時期)

注1 当該工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

工 事 名 _____
 工事場所 _____

[illegible]

注4 購入予定業者の見積書等を添付すること。

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

手持ち機械の状況

工 事 名 _____

工事場所 _____

工事・種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年式	単 位	数 量	メーカー名	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

注 1 当該工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

機械リース元一覧

工 事 名 _____

工事場所 _____

工事・ 種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年式	単 位	数 量	メーカ 名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関 係（取引年 数）

注 1 入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載する。

労務者の確保計画

工 種	職 種	単 価	員 数	下請け会社との関係 下 請 け 会 社 名 等 (取引年数)

注 1 自社労務者と下請け労務者と区分する。() 内は、自社労務者で内書き。

注 2 下請け会社との関係も明記する。

様式第 1 4 号（第 6 条関係）

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

工 事 名

工事場所

発注者	工事名	工期	予定価格	落札価格	低入札価格調査 対象の有無	工事成績 評定点

注 1 当工事の公告日又は指名の通知を受けた日から起算して過去 3 年以内（契約工期の終期を基準とする）の実績について、主に同種・同類の工事を優先して記入すること。

注 2 過去に施工した公共工事（公益法人等含む）で低入札価格調査対象工事には、低入札価格調査対象の有無欄に◎印を記す。

注 3 工事成績評定点については、工事成績通知書等の写しを添付すること。

建設副産物の搬出地

建設副産物	数 量 (m ³)	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (k m)	備考

注 1 当該工事で発生する、全ての建設副産物について記入する。

誓 約 書

年 月 日

私が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はありません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 申込みに係る金額（税込）

（宛先）北本市長

住 所

氏 名

様式第 17 号（第 6 条関係）

年 月 日

事業主管課長 様

入札執行者

低入札価格調査依頼書

次の工事について、調査基準価格を下回る入札がありましたので、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、調査をお願いします。

なお、調査結果については、 年 月 日までに回答をお願いします。

1 工事名

2 開札日 年 月 日

3 添付書類

(1) 開札記録の写し

(2) 調査対象業者提出資料（様式第 2 号～様式第 16 号）

(3) 低入札価格調査報告書（様式第 18 号）

(4) 入札金額見積内訳書

(5) 工事費明細書（本市設計書の積算体系に準じたもの）

年 月 日

入札執行者 様

事業主管課長

低入札価格調査報告書

年 月 日付けで依頼のありました件について、次のとおり報告します。

- 1 工事名
- 2 調査結果 契約の内容に適合した履行がされないおそれが
1 ない 2 ある
(数字を○で囲んでください。)
- 3 理由 別紙（低入札価格調査の概要）のとおり

別紙

低入札価格調査の概要

工 事 名
調査対象入札者の名称
所 在 地

	調査項目	報告
1	当該価格で入札した理由について	
2	下請予定業者等一覧表	
3	配置予定技術者名簿	
4	手持ち工事の状況	
5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、 倉庫等との関係	
6	手持ち資材の状況	
7	資材購入予定先	
8	手持ち機械の状況	
9	機械リース元一覧	
10	労務者の確保計画	
11	過去に施工した同種の公共工事名及び 発注者	
12	建設副産物の搬出地	

様式第 19 号（第 7 条関係）

年 月 日

北本市低入札価格調査委員会
委員長 様

入札執行者

低入札価格調査審査依頼書

年 月 日付けで事業主管課長より報告のありました次の工事の低入札価格調査につきまして、審査及び判定を依頼します。

- 1 工事名
- 2 調査対象入札者
- 3 事業主管課
- 4 審査期限
- 5 添付書類
 - (1) 低入札価格調査報告書
 - (2) 低入札価格調査審査結果書

年 月 日

北本市長 様

北本市低入札価格調査委員会
委員長

低入札価格調査審査結果書

年 月 日付けで報告のありました次の工事に係る低入札価格調査
を行ったところ、次のとおりとなりましたので報告します。

- 1 工事名
- 2 調査対象入札者
- 3 審査結果 契約の内容に適合した履行がされないおそれが
1 ない 2 ある
(数字を○で囲んでください。)
- 4 理由